

1 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない。	20年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

(以上「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ホームページ」より抜粋)

なお、滋賀県では、現在、鳥獣保護区を45箇所、同特別保護地区を14箇所指定しています。

2 小谷山西池鳥獣保護区小谷山西池特別保護地区の概要

所在地	滋賀県長浜市
面積	19ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和4年11月1日から令和14年10月31日
初回指定日	昭和58年3月31日(以降平成4年、14年、24年と再指定)